

児童虐待防止体制の充実

【担当省庁】 こども家庭庁

様式 2

奈良県における現状と課題

【要望に至った経緯】

○令和5年6月に、本県橿原市において児童虐待死亡事案が発生した。これに伴い、県は令和5年10月に、橿原市と共同で検証チームを設置し、令和6年3月に検証チームからの検証報告を受けた。

＜報告書における国への提言＞

1. 市町村相談員の体制強化
2. 要保護児童対策調整機関における人員体制の強化

○県に対する提言について、以下のとおり対応

1. 休日夜間対応の見直し
2. 児童相談所職員の増員・スキルアップのため研修受講を促進
3. 警察との児童虐待事案の全件共有
4. 市町村と協力し市町村要対協対応マニュアルの改訂(今年度予定)

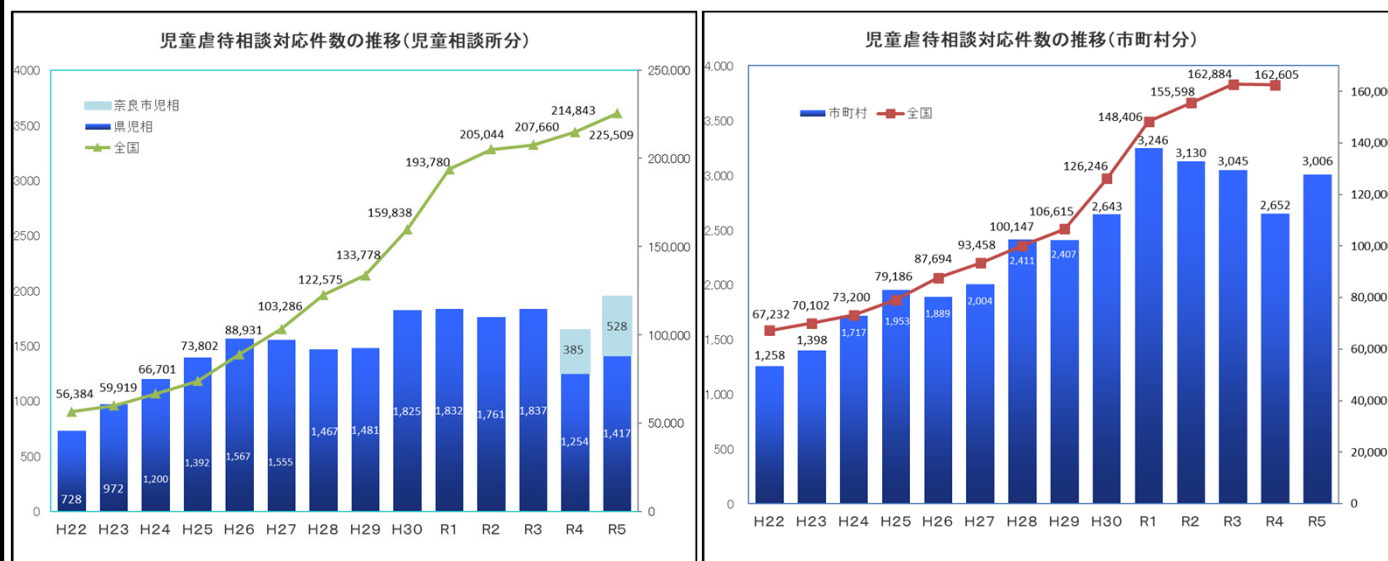
【奈良県における児童虐待の状況】

○令和5年度における児童虐待相談への対応件数

県内児童相談所の対応件数 : 1, 945件(対前年度比18.7%増)

県内39市町村の対応件数 : 3, 006件(対前年度比13.3%増)

○令和5年度に虐待を受けた又はそのおそれがあるとして、児童相談所又は市町村が支援等の対象とした児童数 : 6, 432人(対前年度比2.4%減)



【市町村こども家庭センター設置の必要性】

○児童虐待相談対応件数は、児童相談所、市町村とも増加している中、「こども家庭センター」の役割が以下の点で期待されている。

- ①母子保健分野と児童福祉分野の相談支援を一体的に行う機関
- ②市町村要保護児童対策協議会の運営等を担う

○一方、人的・専門的資源の不足や、財政的な制約、人口規模・地域特性等から設置には地域差が生じている状況。

○奈良県内においても、「こども家庭センター」の設置を促進しているが、人員体制や職員の専門性向上が課題となっている。

※奈良県内設置市町村数: 21/39 設置率: 53. 8% (R6.4.1現在)

29/39 設置率: 74. 4% (R7.4.1現在)

○児童虐待の未然防止と早期対応のため、児童相談所だけではなく、市町村こども家庭センターの体制強化、及び職員の専門性の向上が必要。

国にお願いすること

【市町村こども家庭センターの体制強化】

○市町村こども家庭センターの職員配置は交付税に算定されているが、ガイドラインによる規定にとどまっている。

→児童相談所と同様に専門職の配置基準を法定化し体制強化

○専門職の確保が困難であることから、人材確保が出来るよう財源措置等の支援

○市町村こども家庭センターの相談員等に対する研修受講の促進支援

【要保護児童対策地域協議会の市町村調整担当部門における運営の強化】

○要対協の運営の形骸化防止のため、実務者会議の実効性確保のための具体的な運営方法の指針、個別ケース検討会議の開催基準の明示等の技術的支援を早期に実施



【県担当部局】 こども・女性局こども家庭課